

# 高齢者虐待防止の指針

・・・・・・・・ 目次 ・・・・・・・・

## ○高齢者虐待防止（取組み：2012年10月～現在）

1. 基本的な考え方
2. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
3. 職員研修に関する基本方針
4. 施設内で発生した報告・対策等の基本方針
5. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
6. その他高齢者虐待防止推進のために必要な基本方針

作成：2014年8月 / 改訂1：2019年12月 / 改定2：2021年2月

作成：施設介護支援専門員 監修：施設管理者

## 1. 基本的な考え方 (2012年10月～現在)

### ●高齢者虐待とは ～ 虐待は絶対に許されません！～

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を、尊厳をもって過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし現実には、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「**高齢者虐待**」が社会的な問題となっています。また、「**高齢者虐待防止法**」が2006年4月1日施行(最終改正:2011年6月24日施行)されたことから、当法人では2012年10月度より身体拘束防止と総じて取り組みをはじめ、現在に至っています。

#### 【高齢者虐待の定義】

①	身体的虐待
	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を図的継続的に遮断する行為
②	介護・世話の放棄・放任
	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族がその提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
③	心理的虐待
	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること
④	性的虐待
	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
⑤	経済的虐待
	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること

わたしたち、養介護者が“正しく理解・学び言動すること”が大切です。

## 2. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

### ●高齢者虐待防止委員会(2012年10月より)

2012年10月より**高齢者虐待防止委員会**(サービス事故対策委員会内)を設置。2019年現在は、虐待ゼロ方針の下で適正な運営がなされているかどうか毎月**サービス事故対策委員会**にて検証をしています。なお、対象事案として検討する場合は**高齢者虐待対策委員会(同メンバー)**を立ち上げ解決にむけて具体的な対策を諮ります。

【構成メンバー】 施設長・事務局・施設介護支援専門員・生活相談員・介護職・看護職  
機能訓練指導員ほか施設長が必要と判断した職員

【委員会開催日】 毎月1回 地域交流室にて

【議事作成】 生活相談員等(別途分担表による)

【検討内容】 1. 対象事案がない場合、ゼロ実行チェックの実施  
2. 対象事案がある場合、高齢者虐待対策委員会立ち上げ

### 3. 職員研修に関する基本方針

#### ●業務手順書

当指針及び手順書をもとに「どのようなことが高齢者虐待に当たるのか」を中心に研修を行い、全職員の高齢者虐待に対する知識・意識の統一を図ります。

#### ●育成と研修

・虐待は介護者が心身ともに追い詰められ孤立した一対一对応で起こりやすいことから、日ごろから悩みを共有、解消できる組織風土を育みます。

・基本業務内にて年2回以上実施します(身体拘束等適正化の為の研修と同時期に実施)。研修終了後、各事業所責任者により、研修の写真・実施時間・参加者・講師・内容が記載された研修報告書を作成、報告書の保管場所は事務局とします。

実施者：各事業所サービス事故対策委員会メンバーもしくは、事業所責任者。

対象者：介護職員、その他従業者

実施月：9月（業務手順書にて）・3月（事例検討）・その他必要時

### 4. 施設内で発生した報告・対策等の基本方針

#### ●高齢者虐待対策委員会の設置

発生した場合は速やかに高齢者虐待対策委員会を立ち上げ(大項目2参照)、内容を精査し最短で解決できるよう最善を尽くします。対策の内容は下記の通りが基本となりますが、事例性により変動します。

#### ●対策内容

利用者の安全確保・事実確認・組織的な情報共有と対策の検討・本人及び家族への謝罪や説明・関係機関への報告・原因分析と再発防止の取り組み等を検討します。

### 5. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針(文書)は2021年2月より公式ホームページ「管理体制」カテゴリにて掲載しております。また、2階玄関前の掲示版にも設置しておりますので、閲覧ください。

### 6. その他高齢者虐待防止推進のために必要な基本方針

当施設では、身体拘束という手段はとりません。それは介護の放棄(ネグレクト)という虐待であると捉えているからです。高齢者虐待の定義にあるように、それは意図的であるかどうかを問いません。高齢者虐待の防止は、利用者のみならず、自身の尊厳を守るという事でもあります。利用者の権利・利益を護る適切なケアを提供するために、各自の法令遵守、倫理道德観を高める努力をしながら同僚と話し合いを重ね介護する側のあなたが孤立しない・させない職場を皆で創り上げてまいります。